

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年5月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 行政報告

- ・町の調査結果と対応について
- ・第2回公判の概要について
- ・第2回宇治田原町重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要について

日程第2 分科会の設置について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	森山高広	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長 西谷信夫君

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における重大事件等調査特別委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様には、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の特別委員会は、談合収賄事件に係る町の調査結果と対応について及び第2回公判の概要について並びに第2回第三者委員会の概要について、町当局より説明を願うとともに、分科会の設置について協議を行いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

重大事件等調査特別委員会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会を開催するにあたり、浅田委員長様、また山内副委員長様におかれましては大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染につきましては、変異ウイルスが猛威を振るっており、京都府では3回目の緊急事態宣言が発令されているところでございます。このような中、本町の町立保育所に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染し、町立保育所を臨時休所することとなりました。住民の皆様には感染防止を呼びかけている中、安心・安全であるべき保育所においてこのような事態を招いたことに対しまして深くお詫びを申し上げます。次第でございます。

本日の重大事件等調査特別委員会では、本件に関して町が行った調査の結果とその対応、また、第2回公判の概要、また、第2回重大事件等調査委員会第三者委員会の概要について、後ほど説明、ご報告をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては慎重なご審査を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後になりましたが、4月1日に定期人事異動を行いました職員につきまして、委員長のお許しをいただいてご紹介をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。建設事業担当理事の垣内清文でございます。

○建設事業担当理事（垣内清文） 垣内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（西谷信夫） 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

町当局より、まず、町の調査結果と対応について、説明を求めます。

星野都市整備政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） それでは、私のほうから町の調査結果と対応について、資料でございますけれども横長の一番上に設計金額を教示した4件一覧というものと、その次の資料の指名停止措置等について、さらにその次でございますけれども、町の入札指名停止に関する要綱（抜粋）ということと、それからその次でございます、入札に係る事務等の変更（案）についてという、このペーパーでもってご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料についてでございますけれども、関係者等の名前、名称につきましては、既に時効が成立しているということもございますので、このことを踏まえまして、公開のこの場では実名の記載については控えさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

まず、設計金額を教示した4件の一覧のほうをご覧ください。

本件につきましては、第1回公判におきまして、町の公共工事入札では、被告人は本件前にも4回にわたりAに設計金額を教示していたという事実が判明しましたことから、関係者に対し事情確認を行うとともに、第三者委員会の事情聴取、事実確認を行った委員長、それから長谷川弁護士のほうに確認いたしまして、この4件を特定したものでございます。

この表一番上でございますのが起訴事案でございます。2から4番までの工事が、全て建築工事でございますけれども、特定したものであるということでございます。

まず、1番でございますけれども、平成25年度の工事でございます、奥山田のふれあい空間創造事業、旧奥山田小学校の校舎解体工事でございます。これにつきましては、2段に分かれて書かれてございますけれども、上、まず、指名競争入札で行ったところ入札者がなかったという工事でございます。そのため、下の段で再入札を行って入

札者、落札者がA社に決定したという工事でございます。

それと、2番目の奥山田ふれあい空間創造事業ということで、旧奥山田小学校校舎の改修工事でございます。これについても、1回目は不調に終わりました、2回目で落札したという案件でございます。

それと、3番目でございます。老人福祉センターやすらぎ荘の浴室工事でございます。これも1番と同様に、1回目の入札で不落になって、2度目の入札でA社が落札したというものでございます。

4番目でございます。田原小学校の屋上防水改修工事でございます。これにつきましては、1回で入札をされたということでございます。

1から3の工事につきましては、かなり設計金額、予定金額のほうが高うございまして、入札までに何回も調整したという経緯があるかと思えます。こういう中で設計金額を言ったということがあるということで、一定の事情があったかと思えます。4番目につきましては、そういう事情は見当たらなかったということでございます。

これが町の公共工事入札に係る起訴案件の4件以外の工事でございます。これらにつきましては、被告人方の修繕に係る値引き等という便供事案については確認できましたけれども、金銭の授受は確認できなかったところでございます。

また、町の公共工事の入札に係る案件は以上でございますけれども、町以外の建築工事1件で被告人が関係し、起訴事案と同様の事実を確認いたしました。しかしながら、町の発注工事でないことということ、それから第三者委員会に当該案件については報告し、非公開で議論がされていることということから、公開でのこの場での説明は差し控えていただきたいと思いますと思いますので、別途、いろいろ機会をいただいたら説明させていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

本件に係る4件の説明については以上でございます。

続きまして、るる調査をいたしたところでございますけれども、指名停止案件ということで指名停止措置等についてという横長のペーパーをご覧ください。

まず、1点目でございます。甲社でございます。贈収賄の行為者でございます。この方については、右の指名停止理由のところにも書いていますが、同社の役員が贈賄行為を行っていたことは明らかになったということでございます。当方の指名停止要綱では、贈賄罪というのは起訴とかされていない場合はその措置ができませんので、非公表とされている情報を不正入手したという項目でございます。この指名停止要綱の第2条、別表2の4の(8)不誠実な行為というところでございますけれども、次のペーパーにあ

ります非公開と、この下の四角の中の（８）でございますけれども、非公開とされている情報を不正に入手しようとしたときということで、18カ月を適用し指名停止ということで18カ月にしております。

ただ、この事案が発生した昨年12月28日から6月27日まで、既に指名回避措置、指名停止に至らない事由による回避措置というものを既に指名に対する参加制限として行っておりますので、この期間を含む18カ月ということで来年の6月27日までという形で設定をしているところでございます。

続きまして、中段でございますけれども、A社でございます。これにつきましても同様に、非公開とされている情報を不正に入手したということでございます。ただし、この業者については業者の登録の受付をしております。指名の受付をしていないので指名停止という措置を講じることができませんので、受付停止という形で今後18カ月間の間は指名願を出しても受け付けることをしないということの措置をすることといたしました。また、その間については、下請けについても禁止するということでございます。

最後、一番下でございますけれども、入札参加制限ということでB社と書いてございます。この社につきましては、町立保育所の工事の一般競争入札の件で甲の入札額を知った上で入札したと、積極的に関与したわけではないんですが、知った上で入札したということで3カ月ということと、指名停止に至らない措置ということで、次のページでございますけれども、指名停止に至らない事由に関する措置ということで13条を適用しております。ここで13条のところでございますけれども、2行目あたりでございます。期間及び業種を定め入札に参加させないことができると、なお、参加させない場合は有資格者に対し書面でその期間及び業種を通知するものということで、その期間参加できないという措置をとったところでございます。

続きまして、今後の対応ということでございます。

入札に係る事務等の変更（案）についてというペーパーをご覧ください。

第三者委員会の結論が出るまでの間は、緊急工事、住民の生活に欠かせない工事等を除きまして、原則、入札を実施しないこととしておりますが、やむを得ず入札する必要があるものも当然でございます。そういう場合については、結果を待たずして当面の措置として以下の対応を行うこととしたいということでございます。

大きく分けると、守秘義務をしっかり守っていくよということ、それから入札に当たっては公平性を確保するよということ、それから入札に関する設計書の透明性を確保し

ていくということ、それから談合防止という観点を入れるということの4点を主眼に置いて、これは第三者委員会のほうでもご意見が出ているところでございますので、4点を置いて今できることを考えたところでございます。

まず、守秘義務の遵守ということでございます。

設計書の厳重な取り扱いということで、当たり前のことですが、設計書については決裁関係者以外は絶対に見ないということを徹底するという、設計書は鍵のかかるロッカーで入札終了時まで各課単位で保管するという、設計書の決裁は容易に見られないようにフラットファイルに綴じ、セキュリティバッグ、これを購入していきたいと思っておりますけれども、鍵のかかる袋でございます。これに入れて持ち回って、決裁権者は鍵を持っているということで、しっかりと管理責任を引き継いで、そこら辺にぼいと置くようなことのないようにしていくということを考えております。

次は、2点目でございます。公平性の確保という観点でございます。

見積りの公平性でございます。見積りにより設計額を決定する場合、これ小修繕工事とかでは多々あるんですけれども、公平性の観点から入札者全員から徴取することと考えてございます。また、ただし、諸経費は公の歩掛を採用するという、単価の見積りに当たっては、複数社から徴取することとし、見積り業者の選定に当たっては選定理由を明記し、見積り依頼文書とも起案で記載するという、単価等の見積り先が偏らないように、また、妥当性をしっかり検証していくということを考えてございます。

歩掛、これは単価と歩掛という構成で設計書は成り立っているんですけれども、例えば何かをつくる時に、普通作業員が何人要るとか世話役が何人要るとか、重機はこういう重機が要るとか、これだけの時間がかかるとかという、そういう歩掛というものがございまして。その歩掛の見積りに当たっては、極力公表されているものを利用すると、民間で公表されているものもございまして、役所の単価だけでなくそういう民間で公表されているものを利用していくということとしています。

それから3点目、設計書の透明化でございます。透明性の確保という観点でございます。

見積り単価、特殊な歩掛を使用した場合の歩掛、それから諸経費率の適用工種など、公表できるものについては公表していくということで考えているところでございます。

それと、4点目、談合防止の観点でございます。

入札参加業者数の増加と入札指名ということで、指名業者が少ない場合は、やむを得

なくも町外業者を指名せざるを得ないかなというふうに考えてございます。ただ、全指名業者の半数以上は町内業者とするということで、町内業者半分、町外業者半分ということもある得るということでございます。町内業者だったら2社とか3社しか確保できない工事もたくさんあります。そういう場合については、仮に3社であればもう3社を加えて6社としていく、町内業者の育成の観点は必ず我々は必要だと思っております。特に、災害とか有事の場合に助けていただけるのは町内業者でございます。この育成の観点と、それから競争性の観点を確保するというので、こういうことにしてございます。

それから、指名業者の固定化を防ぐ、固定化していると仲間内で分かってしまうので、こういうことを防ぐということで、案件ごとに入札指名委員会を開催するというので考えてございます。

その他でございますけれども、5点目でございます。電子入札を推進する、本年度予算にも計上してございますけれども、業界と協力しながら電子入札を推進していくということで、入札の場所に一時に会して顔を合わせないような形を早期につくっていききたいというふうに考えてございます。

それと、業界への注意喚起を行うとともに、こういう談合、それから贈賄等の行為は行わないということで、そういう誓約書を求めるということでございます。誓約書を求め、来年度以降につきましては入札指名登録時に毎回提出を求めようということで思っております。

それと、第三者委員会のほうで職員アンケートを実施するということになりました。現在、そのアンケート内容については第三者委員会で検討されています。ほぼ、今週中には結論が出るという状況でございますので、この結果に基づき、職員に対してアンケートを実施した上で、その結果に基づきまして職員に対して注意喚起を行うということにしております。

最後に参考ということで、我々としては予定価格の公表ということ、そもそも予定価格を価値のないものにすれば贈賄なんてする必要がないという観点から予定価格の公表ということを第三者委員会と調整をしていたんですが、第三者委員会のほうからは、やはり公表した場合には談合ありきというふうに考えると高止まりという可能性がどうしても否定できないと。高止まりと申しますのは、例えば100万という予定価格を公表すれば99万で、あとみんなが100万になるということになると、そうすると99%になってしまうと、そうすると、本来、競争性というのが担保されなくなると、入札と



いうのは競争性を担保するために行っていることでございます。少しでも税金を節減していくという観点からそういう形になってございますので、その辺が担保されない限りどうなんだというお話がございます。

そのことについては、しっかりと第三者委員会で検討した上で結論を出していきたいというふうに言われていますので、今回については、それは見送ったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたらお願いいたします。馬場委員。

○委員（馬場 哉） ちょっと分からない点があったので質問いたします。

横表の1番のここですが、1回目が不落になって2回目が1, 300万円で一般競争入札をされているんですけども、1, 000万円未満については指名入札、だから1回目の指名競争のときは予定価格は1, 000万円以下だったんですか。そこがどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 1回目の入札でございますけれども、予定価格は1, 000万を超えてございます。

すみません、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時22分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今、申し訳ございませんが正確な数字は持っていないんですが、2回目の入札の入札書、比較価格という最低制限価格でございますが、これが1, 053万円ということでございますので、ぎりぎり1, 000万を超えているという状態でございます。

したがいまして、1回目については、恐らくでございますけれども1, 000万を下回っているものと考えております。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時23分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

そしたら、また正確な数字が分かりましたらお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

馬場委員。

○委員（馬場 哉） 2番につきましてですけれども、先ほど星野政策監のほうから1回目は不落やったというお話があったかと思うんですけれども、その状況が記載されていないんですけれども、2番の案件については、先ほど、ちょっと私聞き間違えたか知りませんが、1回目は不落という事実があったんですか。その状況をお知らせ願えますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、予定価格でございますけれども、予定価格のほうで税抜きで2,066万4,000円、2,060万円余でございます。それに対して1回目の入札は最低がA社で2,480万円ということで、この時点でざっと400万円ぐらい差があったということでございます。率にすれば20数%ぐらいの開きがあったということで、1回目は不調に終わったということで、2回目で、同じくA社のほうが2,060万という形でほぼ99%、ほぼ100%という状態で落札をされたということでございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） その新たに表にして、今おっしゃったやつ両方を入れて、いただけますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） はい。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 次いきます。

3番、4番のところですが、当時の役職が、3番については理事兼建設課長でありながら福祉課の担当の入札について関与している事実があったんですね。それから、4番については、健康福祉部長でありながら学校教育課の担当の案件について情報を漏らした可能性があるということですが、この辺については、以前より特命での任を受けているという事実をお伺いをしていますけれども、その特命の範囲内であるのか、なぜこういう情報を知り得る立場にあったのかについては、当局はどういうふうに分析を

してはるのか、お答え願えますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 特命の範囲にはないというふうに認識してございます。

第2回公判の内容はまた後でされるかと思えますけれども、光嶋とA社は過去からいろいろ関係があると、親類であるということも踏まえて、いろいろな点があったということから頼まれたことに対して断れなかったというふうに考えております。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 私が申し上げているのは、当時の役職が理事兼建設課長でありながらなぜ福祉課の担当の情報を知ることができたのかということと、それと健康福祉部長でありながら学校教育課の担当の入札について知ることができたのかという点については、何か調査をされたんですかということです。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 事実としては守秘義務が甘かったとしか言いようがない、守秘義務がしっかりなされていなかったということしか言いようがないということでございます。事実としてはそれしか、ほかのところへ行って聞く、調べるという手法しかございませんので、自分が自ら知り得る立場にはないということでございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ということは、ざっと言ったらちょっと教えろやと言って担当課が答えたということですね。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そのときにいたわけではございませんし、そういう証言がとれているわけではございませんけれども、そう推測するかと思います。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） そう推測されても仕方がないということでよろしいですね。

分かりました。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 榎木です。

1枚目の横長の資料で、A社の落札率というのが非常に、99. という数字ですよ。

素人目に見て、きな臭いにおいの数字だなという感じがするんですけども、そういうことを感知するようなことはなかったんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 1、2、3については、恐らくですけども予定価格が非常に安かったということで何回も入札にかかって、不落もかかっていると、再入札もしているという現状を踏まえると、予定価格が低かったためにぎりぎりのところで抑えられたというふうに考えます。

通常、例えば4であれば一発目で95というふうに出ています。一発で入札で95、これは高いので談合による高止まりという可能性が非常に高いということにはなりませんけれども、1、2、3についてはその可能性はないと思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） じゃあ、過去に遡った場合、他の事業、他の業者においての工事であつた入札率というのはあつたんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 高い入札率の場合ももちろんあつたと思います。

ただ、今、調べている範囲ではそういう高い入札率のものもありますし、そうでないものもあります。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） わかりました。それから、別のページに移りますが、入札に係る事務等の変更（案）についてのところで4番目、指名業者の固定化を防ぐため、案件ごとに入札指名委員会を開催するというふうにあります。どういうメンバー構成を考えておりますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 指名委員会のメンバーといたしましては、副町長が委員長でございまして、今、私、それから各理事、教育委員会の次長と事務局が企画財政課という形のメンバー構成になってございます。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 冒頭申しました、きな臭い数字というような意味合いから、この入札指名委員会、この機能がちゃんと働けるようなことをしていただきたいなというのを要望しまして、質問を終わります。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございせんか。山本委員。

○委員（山本 精） 聞きたいのが、入札に係る事務等の変更についてのところなんですけれども、設計書の厳重な取り扱いを行う、こんなんそやけれど、今さらのことなんで

すか。今までこんなことでできていなかったというのが不思議でしゃあないんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） フラットファイルに入れるというところまでは今までもやってございました。

ただ、置きっぱなしということがあったということでございます。今までは性善説に立って、フラットファイルに隠していれば見ないだろうということをしていましたけれども、ここも性悪説に立ってしっかりと管理責任を引き継いで、しかもセキュリティバッグに入れるということと、それから必ずしも鍵のかかるロッカーということが徹底できていない部分があったので、そこを改善していくということでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） ほんまはこんなことは以前から、いうたらこんなことが起こる前からやってないかんことやというふうに思いますので、その辺はちゃんとやってほしいと思います。

それと、4番目の指名業者が少ない場合というふうに書かれておるんですが、これは何社ぐらい、具体的に何社とかと分かる範囲って分かれへんけれども、指名業者が少ないというのは何社ぐらいなのかというのはちょっともう一つ分かりにくい内容なんで、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今の指名業者といたしまして目標としては10社というものを掲げてございます。

ただ、その場合には、仮に町内に3社しかいない、4社しかいないということになれば町外で、10社ということになりますと、例えば3社しかいなければ残り7社を町外から持ってくるということになります。やっぱりそこまで出すのは今の段階ではどうかという思いもありまして、3社の場合だったら6社、4社の場合だったら8社というような形にせざるを得ないというふうに、現段階ではそういう運用を第三者委員会の結論が出るまでの間はそういう運用をしていくということ考えているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 一応10社を考えているということですね。目標で。そこまでに達しない場合は、それよりも少ない場合に関して少なくするというような感じで。分かり

ました。結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 1点確認、先ほどから出てたんですが、設計金額を教示した4件ということで、全てがA社絡みと、それから29年のやつはA社経由の甲社が落札ということなんですが、これ以外に、今回、刑事事件になって本人が多分供述か何かで出てきた部分がこれだけやと、A社やと、口利きのということやと思うんですけども、今まで光嶋教育次長あるいは理事が関与した工事というのはもっといっぱいありますよね、他にも。今回、ここに公表されたのはこれだけなんですけれども、これ以外にもいろいろあると思うんですが、私なんかもあくまで噂の範囲でしか分からないんですが、過去からいろんなことを聞いていました。

あくまで噂で証拠は当然ないんで、どうのこうの言えないということだと思うんですが、実際に当局として調べられて、結果これだけしかないのか、あるいはもっとそれ以外もいろいろあるんじゃないかというようなことはどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 先ほども申しましたように、町の公共工事の入札に関する案件としてはこれだけです。我々が調べた中では。ほかにも町以外の建築工事1件、光嶋が関わったものであったということは把握してございます。

いろいろとこの間、業者ヒアリングを続けているところでございますけれども、そのヒアリングの中では出てきたのは以上だったということでございます。ですので、過去、何十年に遡っているわけではございませんので、一定25年という線を引いた中から聞いています。それ以前のことについては不確かなことも多いでしょうし、答えられること、いろんなことも限界があるんで、そういう中で聞いた中では以上だったということでございます。

また、公判の事実で出ているのもそういうことだったので、そういう形になるのかなというふうに結論を出したところでございます。

○委員長（浅田晃弘） すみません、星野政策監、もうちょっとマイクを近づけてお願いします。原田委員。

○委員（原田周一） 一応25年以降ということでこれだけということなんですけれども、当然、言われたようにじゃあいつまで遡るのかとかということはいろいろあるとは思いますが、少なくとも今回刑事事件で立件された関連で出てきた案件みたいな感じなんです。あくまでA社絡みのやつですから。

だから、やはりそれはあくまで刑事事件としての案件なんで、やはり行政の当局が調査したというんか、内部で調査されたということになれば、もっとほかにも深く調べるべきじゃないかとは思うんですけども、その辺りどうなのでしょう。25年以降でも結構なんですけれども、年度は。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 調べるには調べる中でいろいろ限界もあるというふうに思っています。

ただ、やはり第三者委員会で実施するという職員アンケートの中でいろいろまたそういう項目についても聞いていきたいというふうに思っていますので、そういう中で必要性を見極めながら対応していくことになるかというふうに思っています。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） 今とちょっと関連はすると思うんですけども、先ほども説明があったかと思うんですけども、公に分かっている部分については今調べた範囲ではこういう形だというふうな理解したんですけども、私ももう少しあるんじゃないかとは思っているんですけども、先ほど言われたようにこれ以外に関わって光嶋理事が、職員が関わったということについては、また別途というふうにおっしゃったと思うんですけども、ちょっと私聞き取りにくかったのも、その点、もう少し分かる範囲で教えていただけたらと思うんですけども。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 町以外の建築工事1件ということかと思うんですけども、これにつきましては公開の場でない場所であればお話しできるというふうに思っています。そういう機会を設けていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど、馬場委員の質問の中で、役職以外の案件で縦のライン以外のところで予定価格を知り得る云々というやり取りがあったと思うんですけども、その中で守秘義務が甘かったというふうな内容の答弁だったんです。

これ、ということはそこら町としてのその辺の調査はされているんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） これ、アンケートを実施したいということで考えてございます。これは第三者委員会のアンケートという形になったわけなんですけれども、こ

れ町独自としてアンケートをしたいということで第三者委員会のほうと調整をしたんですが、やっぱりこれについては重大な案件であるんで第三者委員会でやるべきじゃないかということで、第三者委員会としてやるということになったので、現状のところはその辺りのことについて確認はできてございません。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 第三者委員会でアンケートということなんですけれども、そしたら、これは入札に関わる職員を対象にアンケートという前提なんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 全職員でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 全職員対象にアンケート、それはそれで第三者委員会がやられるのはそれはそれでいいと思うんですけれども、やはり町としても、当然そこらのことは、第三者委員会に全てを委ねるんじゃなく、町独自としてそこらも、本来、この段階では一定調査なりされておくべきやったんじゃないですか。

何か聞いていると、第三者委員会、第三者委員会ということで、全て丸投げみたいなように聞こえるんです。先ほども入札の関係で予定価格の公表、これについては当然、メリット、デメリットあるのは承知はしています。

ただ、職員がこういう事件に巻き込まれないということを考えるならば、公表するべきかなと思うんです。ただ、談合高止まりというデメリットがあるのは、これは十分承知しておりますけれども、大体こういう収賄事件があった自治体は、その後、そこそこの自治体はやっぱり公表してはるんですよ。それは何やというと、先ほど申しましたように職員がそういうことに絡む事件に巻き込まれないということなんですけれども、これについても第三者委員会で検討するからという書き方、説明でした。

これ結論を出すのは第三者委員会ではなく、第三者委員会はこうしたらいいですよとかこれはこうですよという提言があるだけなんです。結論を出すのは町やと思うんですけれども、何かひと事、ひと事ってちょっと言葉おかしいですけども、第三者委員会に全て丸投げしていて、町はその結論を受けてそれにしますという、そういう姿勢でいいんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 私としては第三者委員会に調査権を付与してしっかりと調査していただいた上で、それに対して提言をいただくということでございますので、



その部分については調査権も含めて我々町職員という手ではなくて全く第三者の目で見  
てそれをよりよい方向に導いていただくということをお願いしたわけですから、これに  
基づいて町は、もちろんこの提言に基づいてやっていくということになるかというふう  
に思っています。それは調査権も含めて第三者委員会の手に乗ねると決めた時点からそ  
ういう形だと思います。

ただ、提言の中で、当然どうしても町として守っていくもの、やっていかないものど  
いうのは、それは出てくると思います。そこはそれでしっかり議論をして進めていくべ  
きかと思っているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、答弁いただいた件は、当然、第三者委員会に調査委ねているん  
だから、それは当たり前の話なんです。

私の言いたかったのは、その提言を基に町として一定の判断をしていくんですという、  
そういうことが先ほどの説明でなかったんで丸投げに聞こえるということを知っている  
わけです。だから、提言された中身を基に当然やっていかなんこともたくさんあるでし  
ょうけれども、今、最後に奇しくも言われたけれども、町としてやはりこれはできひん  
ということについては、いくら提言があっても逆に町としてこうするんやという結論を  
町がやはり出すべきなんで、そこらの説明をもう少しというふうにかく説明してもらっ  
ていないんで、全く丸投げのように聞こえたということを知っていたわけです。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 第三者委員会に諮問はさせていただいております。

そういった中で問題、課題、また改善しなければならないこと、いろいろ出てくる中  
で、やはり一番ベターな方法はどれなのかというのはやっぱり町で考える部分は考えて  
いかなければならないと、また、近隣自治体の状況も参考にすることで一番いい判断をし  
てまいりたいというふうに思いますので、ご理解賜りますように。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、次に、第2回公判の概要について、  
説明を求めます。

奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、続きまして、私のほうから第2回公判の概要と  
いうことで、資料1枚物の表裏でございますけれども、こちらの資料をお開けいただき

たいと存じます。これに基づきましてご説明、ご報告を申し上げます。

第2回目の公判でございますが、去る令和3年4月20日に京都地方裁判所で行われたところでございます、その概要を申し上げます。

内容ですが、冒頭、裁判長が今回交代されたということで、公判手続を引き継ぐための手続きということで被告人の本人確認、また罪状認否の再確認等が行われたところでございます。

そして、続きまして、証人尋問が行われたんですけれども、この第2回目では弁護側の情状証人として被告人の妻が出廷し、証人尋問が行われました。尋問では、被告人の家庭での生活状況や証人が事件のことを知った経緯などが明らかにされまして、今後も家族で助け合っていきたい旨の証言が奥さんよりあったところでございます。

3番目、被告人質問でございます。

項目が並べられておりますが、申し上げますと、予定価格を漏示した理由について、これにつきましては、当時、保育所の児童数が飽和状態にあり、早期に改善しないと待機児童が出る状況であったことから、スケジュールどおりに工事を完成させるため、再入札を避けたかったと証言がございました。また、A、これは先ほどこちらのほうからご説明させていただきました仲介業者であるAのことですけれども、Aは遠縁にあたり、家業を継いだ弟の事業がうまくいかなかった際に金銭的な援助を受けたこともあり、頼まれれば断れなかったという事情もあったと。

また、警察の捜査については、合計35回取り調べがあったようでございますけれども、全て応じ、正直に知っていることを話したと。

現在の職業については、4月から友達に誘ってもらった会社で働いているとのことでございます。

また、家族についての質問でございますけれども、拘留中に実の母親が亡くなって、取り返しのつかない親不孝なことをしたと自責の念でいっぱいであると、また、妻や娘にも迷惑をかけ、何とか詫びて取り返したい気持ちを持っているというようなことございました。

また、町役場や住民さんについてでございますけれども、住民の方の役場に対する信頼を損ねてしまった。かわいがってもらった町長の顔にも泥を塗るようなこととなり合わず顔がなく、死んでお詫びしたいくらいの気持ちである、いろいろなところに迷惑をかけ、申し訳ないという気持ちでいっぱいであるとの証言でございました。

裏面のほう、移っていただきたいんですけれども、もらったとされる20万円につい

てでございますけれども、ローンの返済と競馬に使い、手元には今のところもう残っていない、弟の借金を肩代わりしているので経済的に苦しい面はあったが、それは競馬が原因ではないというような証言がございました。

こういうことを受けまして、4番目、検察官の論告求刑でございます。

町の幹部の立場にありながら、近しい業者に工事を落札させ、利益を得させたことは、入札の適正を害した程度が大きいのみならず、住民の町に対する信頼を大きく失墜させた。

また、被告人は本件前にも予定価格の漏示を繰り返し、その延長線上で本件犯行に及んでいることは、自治体幹部としてあるまじき行動であり、その利欲的動機は非難されるべきである。

また、被告人に懲戒処分が下されたことなどの事情を考慮しても、被告人を厳重に処罰し、犯罪収益を剥奪すべきであり、懲役2年及び追徴20万円に処するのが相当であるとの検察官の論告求刑がございました。

これを受けまして、5番目、弁護人の最終弁論でございますけれども、その内容は、被告人には、保育所の入所状況が逼迫しているため、何としても早期に一時保育施設を完成させたい、そのためには再入札は避けたいという思いがあり、また、親戚の援助に対する感謝と負い目から断り切れなかったものであり、私利私欲が動機ではない。

本件工事の落札額は、最低制限価格に近い金額であり、談合によって町に損害を与えたものではない。

被告人は懲戒免職となったことで既に社会的な制裁を受けており、反省もしている。家族関係も円満で、今後はいかなる犯罪にも関わらないことは明らかであり、減刑と執行猶予を求めるといふ弁護人の最終弁論がございました。

そして、これらを受け、最終的に被告人の最終陳述でございますけれども、38年間、公務員として勤めてきたけれども、最後にとんでもない取り返しのつかないことをしてしまい、多くの方々に迷惑をかけたことをとても反省している。

裁きは受け入れなければならないが、人生にはもう少し時間があると思うので、よいこともしてきたこれまでの経験を活かして、社会や町にお返しをしていきたい。また、迷惑をかけた家族にも報いていきたいとの被告人の最終陳述がございました。

これらを総合的に受けまして、次回、3回目となる公判でございますが、令和3年6月10日に京都地方裁判所で行われる予定で、ここで判決の宣告がされる予定、この日で結審するのではないかと予想されますが、次回6月10日で予定されておるとい

状況でございます。

以上、私のほうから第2回公判の概要の説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたら、お願いいたします。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 1 ページ目の町役場、住民について、被告人が述べた中で、住民の方々の役場に対する信頼を損ねてしまった。かわいがってもらった町長の顔にも泥を塗るようなことになりという、こういう表現がありますが、言葉の表現なのか分かりませんが、いち職員に対して職員がかわいがってもらったというふうに思っているというふうに町長のことを、言葉の表現なのかもしれませんけれども、そういうことを光嶋が思っているということに関して、何か町長、特別な扱いをしはったことがあったんでしょうか、その事実があれば、あるのかないのかも含めてお答え願えれば。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 特別なことはございません。町長と職員としての対応でやってきたつもりでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 立ち入ったことになるかもしれないんですけども、本人が多くの人に迷惑をかけてきたことをとても反省していると、よいこともしてきたこれまでの経験を活かして、社会や町にお返しをしていきたいというふうな陳述がありますが、現在の職業として、それに関わっているのかどうか分からないんですけども、4月から友達に誘ってもらった会社で働いているというふうに記述があるんですけども、この辺の経緯というか、もし分かることがあれば、ちょっと疑問に思ったので。

○委員長（浅田晃弘） 分かるでしょうか。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまのご質問につきましては、私どももそれが今どういうお仕事に就かれている、どういう形で町にお返しされようとしているのか、思いなのかとか、そういうところについては私どもでは判明できておりません。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、次に、第2回第三者委員会の概要について、説明を求めます。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、続きまして、去る4月28日に行われました第

2回目となります宇治田原町重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要につきまして、最終ページの資料、表裏に基づきまして、概要を申し上げたいと存じます。

この日は、委員5名全ての皆様方にご出席をいただきまして、町といたしましては星野政策監以下合計7名が出席させていただいたところでございます。

なお、今回、この2回目の第三者委員会につきましては、協議事項といたしまして、この間の調査により認定される本件の事実関係についてということで、弁護士先生を中心に当事者また業者等の聞き取り調査等を行っていただく中、委員の皆様方で協議、議論をされておりますのがまず第1部ということで、そこには委員の皆様だけの協議でございまして、私ども等も同席はいたしておりません。

そして、その後、第2部といたしまして、今度は町職員からの意見聴取をしたいということで、本町における入札制度や事実経過等につきまして、私どもがヒアリングを受けたというような状況でございます。

当日は非公開とさせていただきますこともあり、その一言一句につきましては記載はさせていただきますが、この第2部の終了にあたりまして、委員の方々からそれぞれ現時点で委員会として結論付けされたものではございませんが、あくまで現時点での各委員さんの印象という観点から述べられた項目を掲載させていただいております。ご説明をさせていただきたいと思っております。

5番、指摘された課題等でございます。

今回の事件は、業者からの働きかけで行われたというわけではなく、町職員が予定された工事を予定どおり行うため、不落を避けたいとの思いから、事前に落札業者を確保するといった過程で設計金額を漏らしたもので、町職員側の主導によるものではないか。業者との距離が近く、業者とのなあなあの関係性が、適正な手続きを取る意識を欠かせたことでもたらされた事件ではないのかというようなご意見。

また、町と業者さんの持ちつ持たれつといった印象を持った。地元業者に優先して発注する一方、町としては低い予算で業者には時には泣いてもらう。そのような関係になったのは、町内業者数が少ないことに原因があるのではないか。入札参加要件に一律に「町に本社を有し、5年以上の事業実績」という条件が課せられていることも新規参入を阻害しているのではないかというようなご意見がございました。

また、裏面のほうにいただきたいんですけれども、建築における予定価格の設定の妥当性といった点に難があったのではないか。競争性が欠けているのは、町内事業者だけでは数が少なく、役場と業者との距離が近過ぎるところにも原因があるの

ではないか。町職員は決められた予算内での事業執行を誘導するために情報を漏えいさせ、業者は町外業者を入れたくないとの思いから断れないといったことが原因としてあるのではないかというようなご意見。

また、地元業者を守るための政策を重視されているが、そのことが本来の入札制度の目的にそぐわないといったことが理解されていないのではないか。公共調達を達成するために、業者を早く決めるといった行為は、正当化されると考えていたのかもしれないが、入札制度の目的を阻害しているとの認識がなかったのではないかと。

地元業者の育成といった町の政策も理解できるが、町内業者に少し過保護過ぎるのではないか。地元業者の育成であれば、指名競争入札、これは私どもでいいますと1,000万円未満としている指名競争入札で地元業者だけで行うべきであり、1,000万円以上の一般競争入札になれば、町外業者も含めて広く募集を行って、適正な入札に努めるべきではないかというようなご意見等、この当日の終盤でいただいたところでございます。

そして、先ほども政策監のほうが申ししておりましたけれども、第三者委員会として不正行為事案に係るアンケート調査について、調査委員会が実施主体とすることとし、アンケートの調査結果を踏まえ、次回の再発防止策を検討しようということで、第2回目を終了していただきました。

なお、次回、第3回目となります第三者委員会は、令和3年6月28日午後3時から開催予定ということでお決めいただいて、2回目の委員会を終了いただいたところでございます。

以上、概要の説明とさせていただきます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、分科会の設置について。

この件につきましては、3月10日の重大事件等調査特別委員会及び3月29日の議員協議会において、協議を行ってきたところであります。

この際、分科会設置の件について、お諮りいたします。

今回の事件の再発防止に向けた対応策の検討を行うため、会議規則第70条の規定に基づき、2個の分科会を設置することとし、分科会の区分は、第1分科会は、入札制度

の現状と検証の部分、第2分科会は、監視機能体制の強化の部分のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ご異議なしと認め、第1分科会と第2分科会を設置することに決定しました。

次に、分科員の選任につきましては、委員長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ご異議なしと認め、委員長の指名とすることに決定しました。

それでは、ただいまより名簿をお配りいたしたいと思います。

それでは、第1分科会の分科員には、宇佐美委員、山本委員、山内副委員長、藤本委員、榎木委員、谷口委員を、第2分科会の分科員には、私、浅田、原田委員、上野委員、馬場委員、森山委員、今西委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

ただいま読み上げた順番につきましては、議席番号順に読み上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、分科会の主宰者である主査の選任につきまして、お願いしたいと思います。

選任についてご意見を伺います。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ただいま、委員長一任とありましたので、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） それでは、私のほうから指名させていただきます。

第1分科会の主査は、山内副委員長、第2分科会の主査は、原田委員を指名させていただきます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。第1分科会の主査は、山内副委員長、第2分科会の主査は、原田委員に決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、第1回目の分科会の日程を決定したいと思いますので、第1分科会の委員の方は会議室301に、第2分科会の委員の方は議員執務室5に移動いただき、日程の調整をよろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時16分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

それでは、それぞれの主査の方から会議日程の報告をお願いします。第1分科会、山内主査、お願いいたします。

○委員（山内実貴子） 第1分科会は、5月18日でお願いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 第2分科会、原田主査、お願いします。

○委員（原田周一） 第2分科会のほうでは、監視機能体制の強化についてという項目を目的として、第1回目を5月20日10時から開催いたします。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。ただいま報告のありましたとおり、第1分科会については、5月18日、第2分科会については、5月20日、時間はいずれも午前10時から委員会室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町当局におきましても、説明員等の出席をよろしくお願いいたします。

次に、日程第3、その他について。

何かございましたら、お願いいたします。

町当局、ございますでしょうか。西谷町長。

○町長（西谷信夫） ご苦労さまでございます。

大変、私自身のことについて気にしておるところでございますけれども、私の処分について、3月のときには6月議会でご提案と申し上げてきたところでございますけれども、現在、公判中ということでその判決を重く受け止めていきたいということと同時に、第三者委員会の調査の動向も十分考慮する中で私自身の処分を考えてまいりたいというふうに思いますので、そのときになったらまたご提案をさせてもらいたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほか、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、先ほどの今西委員からの質問に対し、非公開の場でならという提案を町当局からいただきましたので、ここから非公開といたします。傍聴の方、すみませんが退室をいただきまして、説明を受けたいと思います。傍聴の方、よろしくお願いいたします。

（傍聴者退室）

○委員長（浅田晃弘） これで重大事件等調査委員会を終わります。



本日は誠にご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時26分

○委員長（浅田晃弘） 引き続きまして、議会活性化特別委員会が開催されますので、よろしくお願いたします。

それでは、35分から開始するということですので、よろしくお願いたします。

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長          浅   田   晃   弘